

愛知県がん患者支援団体ホームページ等掲載要領

1 目的

がん患者の療養生活の質の向上に資するため、がん患者やその家族等に対する支援活動等を行う団体（以下、「がん患者支援団体」という。）の情報をがん患者やその家族等へ提供する。

2 掲載対象

愛知県内で活動するがん患者支援団体で、次の各号のいずれにも該当する団体（入会活動への参加が特定の病院を受診した患者や治療を受けた患者に限定している団体を除く）

- ア 原則として無償又は必要最小限度の実費徴収でがん患者や家族等に対する支援活動を行っていること。
- イ 政治的若しくは宗教的活動、法令に違反する活動又は公序良俗に反する活動をしていないこと。
- ウ 活動の本拠が愛知県内にあること。
- エ 代表者、活動の目的及び運営方法が定款、規約又は会則で定められていること。
また、定款等の中で団体の設立目的、会費の有無等について規定され、明文化されていること。
- オ 事業年度毎に会計報告書が作成されていること。
- カ 提出時において、既に1事業年度以上継続的に活動し、今後とも活動が見込まれること。
- キ 医薬品や健康食品、サプリメント及び健康に関する物品の購入や商品の販売等、営利を目的とした活動をしていないこと。
また、科学的根拠に基づかない特定の治療法の推奨、斡旋をしていないこと。

3 掲載媒体

愛知県のホームページ及び愛知県が発行する県民向けの啓発パンフレット等

4 掲載情報管理者

愛知県保健医療局健康医務部健康対策課長（以下、「管理者」という。）

5 掲載手続き

- (1) 掲載を希望するがん患者支援団体の代表者（以下「代表者」という。）は、「愛知県がん患者支援団体掲載希望票」に必要事項を記入し、管理者へ提出する。
- (2) 管理者は、提出のあった「愛知県がん患者支援団体掲載希望票」及び添付資料により2のアからキまでに掲げる事項を確認し、書面により愛知県がん診療連携協議会相談支援部会の意見を聴取して、掲載を決定する。
- (3) 管理者は、ホームページに掲載したがん患者支援団体が上記2のアからキまでのいずれかに該当しないことが分かったときは、情報を削除する場合がある。
- (4) 代表者は、掲載事項に変更が生じた場合又は活動を中止した場合は、速やかに書面により管理者へ連絡する。

6 掲載期間

掲載期間は設定しない。

7 その他

がん患者支援団体についての情報提供を受けた者と代表者との交渉・契約などについては、当事者の責任において直接行うこととし、その交渉・契約によって損害等が生じた場合、愛知県は一切の責任を負わない。

附 則

この要領は、平成25年12月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月26日から施行する。